

浅野長祚という奉行

弘化四（一八四七）年五月、大久保忠豊に代わって浦賀奉行になった浅野中務少輔長祚ながよしは、文化十三（一八一六）年に旗本・浅野長泰の子として生まれた。ということは、浦賀奉行に就任した時は二十九歳ということになる。浅野を浦賀奉行に抜擢したのは、筆頭老中の阿部伊勢守正弘で、阿部に浅野を推薦したのは、阿部の側近であった石川和介であろう。石川が阿部の有能なブレインとして活躍していたことは、安達裕之氏の『異様の船』にくわしく描かれている。

しかし、ここまでの浅野の働きは、幼少より漢詩、和歌、俳諧を学び、書画をよくした文人としては優れた能力をもっていたが、天保十（一八三九）年に使番となり、十二年には目付、翌年に甲府勤番支配と、どちらかといえば目立つ職とはいえない役職を歴任していた。弘化二（一八四五）年三月に御先手鉄砲頭となり、二年後に浦賀奉行への転職であった。かわら版の前号にも記し

たように、この交代劇は弘化三年に来航したビッドル艦隊の圧力から、江戸湾警備の見直しの一環として行われた。ここまでみても浅野が海防問題等に卓見した意見をもっていたことを証明することはできない。これは親しい間柄であった浅野と石川だけがよくわかっていたことであろう。

浅野が本格的に海防の問題に意見をいうのは、嘉永二（一八四九）年閏四月に浦賀沖に姿を見せたイギリスのマリナー号事件のあたりからである。

老中・阿部が異国船対策を「薪水給与令」から「打払い令」に戻してはと諮問したのに応じて意見書「海防策再稿」と記された上申書であった。上申書は①と②に分かれており、①は弘化四年閏四月の日付からみて、マリナー号帰港直後に書かれたもので、②には五月中旬の日付がある。

①は「打払い令」に戻すことに反対する立場の意見書で、「打払い令」は「武威」も立ち「もつとも潔いこと」である。しかしこれも異国船が一、二隻であれば問題なく追い散らすこともできるであろうが、報復として同盟国がこぞって来襲したときには、これを防ぐだけのもの

が今現在備わっていない。また短時間でそれだけの備えをすることも不可能であるとの現状から「打払い令」のデメリットを論じている。「薪水給与令」よりもう一步進んで、貿易許可政策を展開している。現状のオランダや中国との交易でさえ国益をあげているのだから、もっと多く国と交易することはよいことだと言っている。そもそも権現様（徳川家康）の時代には、対外貿易が活発に行われていたことを歴史的な根拠として、鎖国政策はキリスト教を排除するための一時的な処置であつたとまで言つて、イギリスとロシアには積極的に国を開くことを論じている。

また対外政策は国の重要課題であるので、全大名と布衣（従五位）以上の旗本の全員から意見を提出させることも提案している。多く人々の意見を聞くことはペリー来航の時に阿部が行つており、ここにその原点があつたのであろうか。

意見書②には、浦賀の海防状況を大砲はあるが旧式であり、ごくわずか洋式のものがあるといつても、弾丸はわずかに数発分という。こうした状況であるから戦える船などはあるわけがなく、一日の防戦も覚束ないと嘆い

ている。

浅野の意見書はペリー来航の四年前のものであることから、その先進性をもつと評価されなければいけないであらう。（了）